

滋賀県立大学と彦根市の連携・協力に関する協定書

滋賀県立大学（以下「甲」という。）および彦根市（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、産業、文化、まちづくり等の分野で協力し、地域の発展と人材の育成に寄与するための協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙との密接な連携・協力のもと産業、文化、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業について連携・協力するものとする。

- (1) 産業の振興に関する事業
- (2) 文化の振興に関する事業
- (3) 地域の活性化に関する事業
- (4) 人材の育成に関する事業
- (5) 学校教育および生涯学習に関する事業
- (6) その他甲および乙が協議し、必要と認める事業

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の1月前までに、甲または乙から改定の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、甲および乙との連携・協力に関し必要な事項については、両者協議の上、別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年3月24日

甲 彦根市八坂町2500番地
公立大学法人滋賀県立大学

理事長

曾 我 直 弘



乙 彦根市元町4番2号
彦根市

彦根市長

堀 山 伸 一

